

令和5年度

センター名

亀山市基幹型地域包括支援センター

事業計画書(案)

〈基幹型〉

令和5年3月

〈ご記入にあたっての注意〉

- ① この地域包括支援センター事業計画書(ひな形)は「鈴鹿亀山地区広域連合 基幹型地域包括支援センター運営業務委託仕様書」の内容に沿っております。仕様書の内容に照らして、事業計画の内容を記載してください。
- ② あわせて、根拠法令及び第8期介護保険事業計画に沿った業務実施であることが求められますので、それらについても適宜参照するようにしてください。
- ③ 各シートについて、クリーム色の記入欄へ記入してください。クリーム色の記入欄については下方向に広げていただいても構いません。シートが2ページにまたがっても構いません。なお、色が付いていないセルについては、変更しないようお願いいたします。
- ④ 「1 総則」及び各シートの「この業務の実施方針」の欄には、その事業・業務を実施するにあたっての貴センターとしての方針をお書きください。
- ⑤ 「具体的な取組内容」は仕様書の内容に合わせて項目立てをしておりますが、項目が不足する場合は、各「具体的な取組内容」に1つずつ追加しているクリーム色の記入欄に任意に項目立てしていただいても構いません。それでもなお不足する場合は、行を追加していただいても結構です。
- ⑥ 各シートの「実施計画、目標等」の欄には、その「具体的な取組内容」に関して、当年度に実施する予定を記入してください。例えば、『〇〇協議会と合同で〇月と〇月に開催する』や、『毎月1回ずつ、計12回開催する』といった形でご記入ください。
- ⑦ その他、ご記入にあたってご不明な点がある場合は、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課管理グループまでお問い合わせください。

(参考) 令和4年度地域包括支援センター事業計画書

https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/insurance/file3/shiryo_r40330_06.pdf

第8期介護保険事業計画

https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/insurance/file_plan7/d8_keikaku_20210401.pdf

※リンクをコピー＆ペーストしてご参照ください。

1 総則

(1) 組織・運営

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和5年度

この事業計画の策定体制 (組織, 法人のかかわり方)	社会福祉法人亀山市社会福祉協議会の組織に属し、組織の在り方等について、毎月開催される会長・副会長・常務理事で構成される三役会で協議され、理事会・評議員会で承認されている。
この事業計画の進捗管理手法	事業内容ごとの計画に基づき、法人の事業計画にも計画内容を反映させることにより理事会・評議員会の理解を得るものとする。 広域連合との連絡・協議においてや、市内の地域包括支援センター長会議、及び専門職種ワーキング会議において定期的に確認する。
公平性, 中立性を確保するための体制	公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項については、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会において、報告・説明等を行い承認を受ける。
個人情報保護体制	個人情報保護に関する法令、法人及び鈴鹿亀山地区広域連合の定める個人情報保護規程等を遵守する。
苦情処理体制	利用者、関係者からの苦情、意見を受けた場合は、懇切丁寧に聞き取りを行い、記録、センターで共有するほか、法人の定める個人情報保護規程に沿って対応にあたる。

(2) 人員

職員の配置状況	センター長〔 1 〕人, 保健師〔 1 〕(センター長兼務)人, 社会福祉士〔 1 〕人, 主任介護支援専門員〔 1 〕人, 介護支援専門員〔 0 〕人, その他〔 0 〕人
職員の研修実施計画	法人の定めた研修計画をもとに、職種、経験等に応じた研修受講の機会を設ける。
専門職間の連携体制	地域包括支援センター長会議や専門職種別ワーキング会議などの定例会議のほか、地域に関係する専門のネットワーク会議・多職種連携会議などを通じて専門職同士の連携に積極的に関わっていく。

(3) 重点目標

今年度の事業実施にあたっての重点事項	基幹型地域包括支援センターは、地域住民の保健・医療・福祉の向上を一体的に連携し実施する中核機関として設置されており、従来の地域包括支援センター機能(介護予防支援事業所業務を除く)に加えて、2か所の地域型地域包括支援センターの平準化や後方支援の役割を担います。また、地域包括支援センターや多職種の専門職が支援する個別事例から地域課題を把握し、地域ケア会議等の開催支援を行いながら、地域の仕組みづくりに繋げる働きかけを進めていきます。 ①総合相談支援 市民の総合相談窓口 ②地域型地域包括支援センター業務平準化と後方支援 圏域内の支援にばらつきがないように、情報共有や協議の場の設定に努めます。また虐待や 困難事例等に対し地域型地域包括支援センターと協働し支援に努めます。 ③多職種によるネットワーク構築と、地域課題の把握及び地域ケア圏域会議開催支援 専門職や地域と連携し地域課題を抽出し、地域型包括支援センターが行う地域ケア圏域会議の開催支援を行い、地域の仕組みづくりの構築を目指します。また、各種専門職の連絡会等の育成及び開催支援を行います。 ④介護予防の推進 関係機関と連携し、地域に出向き介護予防活動を推進します。 ⑤自立支援型ケア会議の開催 事業対象者や要支援者等の軽度者について、自立支援に資するケアマネジメンや社会資源の活用等を検討します。
--------------------	--

2 全体調整

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター

(1) 地域包括支援センターの統括、全体調整

令和5年度

法的位置づけ	——
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ－1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	地域包括支援センターの周知・啓発の支援、及び役割の共有
-----------	-----------------------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①市内の地域包括支援センターの統括	6 基幹型センターの位置づけ	1 地域包括支援センターの運営内容に関する相談、助言、指導の実施 2 確認事項等にかかる広域連合との協議実施、及び地域包括支援センターの意思統一	月1回のセンター長会議等にて協議するほか、機会がある都度確認し、適宜対応する。 適宜協議を行うことや、取りまとめの役割を担いながら意思の統一や対応の統一を図る。
②地域包括支援センター業務に関する要望や質問の取りまとめ	6 基幹型センターの位置づけ	1 地域包括支援センターに対する業務への要望・質問等のヒアリング 2 日常的な業務における要望・質問等の受付と広域連合との間での調整	月1回のセンター長会議等の議題にするほか、機会ごとに確認し、適宜対応する。 月1回のセンター長会議等の議題にするほか、機会あるごとに確認し、適宜対応する。
③地域課題についての協議、及び地域資源の活用についての提案等	6 基幹型センターの位置づけ	1 地域課題に関する広域連合及び市との協議 2 広域連合及び市に対する地域資源の活用に関する提案	「地域に係る専門職のネットワーク会議」で地域課題について協議 広域連合及び市と必要時協議 「地域福祉カルテ」「社会資源のしおり」を生活支援コーディネーター・ケアマネジャー・市まちづくり協働課等と連携し作成する。毎年更新し、関係機関に周知する。
その他、地域包括支援センターの統括、全体調整にかかる取組			

(2) 地域包括支援センターの後方支援

法的位置づけ	——
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】Ⅲ－1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】基本目標Ⅰ 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	地域包括支援センターが役割を果たせるよう、広域連合とのつなぎ役として総合的に支援する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域包括支援センターの円滑な業務運営の支援	6 基幹型センターの位置づけ	1 広域連合からの指示、指導項目等の伝達	センター長会議や専門職種別ワーキング会議等定例的な会議での伝達や、随時メール・電話等で周知伝達を行う。
②地域包括支援センターからの相談に対する指導・助言等	6 基幹型センターの位置づけ	1 地域包括支援センターからの業務にかかる相談への対応 2 結果の共有	互いに役割分担を行い、解決に向けて協働する。相談内容とその対応や解決方法について共に考え、支援・助言を行う。 支援内容を共有し、次回応用できるよう対応内容、解決方法に確認していく。
その他、地域包括支援センターの後方支援にかかる取組		1 居宅介護支援事業所連絡会の開催支援 2 介護サービス事業所向け研修会の開催支援	4回/年開催 地域包括支援センターと協働し開催支援を行う。 4回/年開催 地域包括支援センターと協働し開催支援を行う。

3-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和5年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	各機関の連携体制を再構築するとともに、あらゆる課題について関係機関との連携並びに機能分担について整理し、円滑で切れ目のない相談支援等が提供される体制を目指す。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①緊急・困難事例への支援	7 (1)-ア-(ア)	1 緊急・困難事例に対する処遇検討	対応困難な事案については、地域包括支援センターと連携し検討会議を行うとともに、必要に応じて市へ報告する。
		2 ケース会議の実施	地域包括支援センターと連携しケース会議を実施する。
		3 事例への介入	地域包括支援センター及び市と連携し、役割分担をしながら対応する。
		4 事後フォロー及び支援結果の共有	介入後も地域包括支援センター及び市と調整を図るとともに、支援の結果を共有する。
②相談事例の把握・分析と共有	7 (1)-ア-(イ)	1 相談事例の把握・分析	地域包括支援センターからの報告や、活動記録報告フォームから状況分析する。
		2 効果的方策の検討	専門職種ワーキング会議等で相談に対する効果的な方策等の好事例について共有し検討する。
		3 事例検討会の実施	問題解決手法として事例検討が必要な場合は「地域に関係する専門職のネットワーク会議」において実施に向けて検討する。
③市レベルの関係団体・機関・行政とのネットワークの構築	7 (1)-ア-(ウ)	1 介護施設協会等とのネットワーク	デイサービス連絡会や訪問介護連絡会等を運営
		2 医療機関とのネットワーク、在	多職種連携会議へ出席する。4回／年
		3 民生委員児童委員協議会、	必要時民生委員児童委員定例会へ出席するととも
		4 生活支援コーディネーターとの連携	日々情報交換に務め、互いに地域課題について共有する。地域ケア圏域会議の開催支援や内容検討等、幅広く連携して業務を行なっている。
その他、総合相談支援にかかる取組		5 その他のネットワーク	「地域に関係する専門職のネットワーク会議」にて、関係職種からの情報共有や地域課題の整理等行う。

3-(1) 包括的支援事業
イ 権利擁護業務

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和5年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向6 高齢者の尊厳の保持(49ページ)

この業務の実施方針	関係機関との連携を強化し、支援が必要な人へのサポートを継続する。
-----------	----------------------------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①成年後見制度適用に関する情報共有と制度理解の促進	(1)-イ-(ア)	1 成年後見制度等の活用事例の情報共有	成年後見制度利用等に関わったケース等を地域包括支援センターと共有する。
		2 地域包括支援センター職員に対する制度理解の促進	亀山市社会福祉協議会内に設置された成年後見センターと連携し、地域包括支援センター職員に対する成年後見制度等の研修会を実施する。
		3 制度にかかる普及啓発活動の推進	関係職種に対し、配布媒体等を利用し周知する。
②支援が困難な事例への対応	(1)-イ-(イ)	1 支援困難事例への対応	地域包括支援センター・市・医療機関や関係機関等と連携し対応にあたる。
		2 虐待事例があった場合の対応	地域包括支援センター・市等と連携しながら迅速に対応にあたる。 日頃から関係機関との連携を図る。
③高齢者虐待の予防等	(1)-イ-(ウ)	1 養護者支援の充実	養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談・助言等必要な機会を設けていく。必要な対策について、市へ提案していく。
		2 若年層への虐待防止啓発	認知症の普及啓発に含め、学校等で啓発を実施していく。親の介護を担う年齢層に対し啓発の機会を探っていく。
④消費者被害の防止	(1)-イ-(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携	消費者被害等多発するケースの手口等について、鈴鹿亀山消費生活センター・地域包括支援センター等と情報共有に努める。
その他、権利擁護にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター

令和5年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向2 総合相談と情報提供の充実(36ページ)

この業務の実施方針	困難事例の対応をする地域包括支援センターを支援し、事例検討会や研修会を通してノウハウの共有を図る。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①事例検討会・研修会の開催支援	(1)-ウ-(ア)	1 地域包括支援センターが開催する事例検討会・研修会への協力 2 地域包括支援センター職員の資質の向上	地域包括支援センターが開催する事例検討会・研修会について参加し、必要時助言等を行う。 専門職種別ワーキング会議等において情報共有や対応策の検討を行う。またその状況について必要時広域連合へ状況報告する。
②支援困難事例等への指導・助言	(1)-ウ-(イ)	1 同行訪問 2 サービス担当者会議への出席 3 支援事例に関するフォロー	地域包括支援センターからの支援要請に応じて対応する。 地域包括支援センターからの支援要請に応じて対応する。 支援を行った事例の定期的な振り返り・モニタリングを実施する。必要なケースについては、「地域に係る専門職のネットワーク会議」に提案し、共通事例等検討する。
③在宅限界点を高めるためのケアマネジメント実施に向けた介護支援専門員への支援	(1)-ウ-(ウ)	1 介護支援専門員等への研修会の実施 2 介護支援専門員等への情報提供	居宅介護支援事業所連絡会において地域包括支援センターの依頼に応じて実施する。4回／年 介護者のつどいや認知症カフェ等(イベント)の開催周知
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組		1 デイサービス連絡会の開催 2 訪問介護事業所の連絡会	事業所間の連携や情報共有を目的とした市内デイサービス連絡会の開催 2回／年 事業所間の連携や情報共有を目的とした市内訪問介護事業所連絡会の開催 2回／年

3-(1) 包括的支援事業
エ 地域ケア会議関係業務

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和5年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－1 地域の包括的なネットワークの深化・推進(25ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向1 地域ケア会議の推進(34ページ)

この業務の実施方針	地域包括支援センターにおける個別レベルと圏域レベルの地域ケア会議の開催を支援するとともに、運営ノウハウなどの共有を図る。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域包括支援センターが開催する地域ケア会議への支援・機能強化	(1)-エ-(イ)	1 地域ケア個別会議の開催支援 2 地域ケア圏域会議の開催支援	困難事例等対応するなかで、地域とともに支援する必要がある事例等に対し、開催の支援を行う。 「地域に関係する専門職のネットワーク会議」において課題等を抽出できるよう、支援を行う。開催につながるよう議論の支援を行う。
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	(1)-エ-(ア)	1 自立支援型地域ケア会議の開催 2 自立支援型地域ケア会議にかかる事前・事後協議の実施 3 広域連合への報告 4 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・協力 5 地域ケア推進会議の結果のフィードバック	自立支援型地域ケア会議を適宜開催する。 12回／年 協議する内容を明らかにすること等を目的に事例提供者・地域包括支援センター等との事前協議を行う。また一定期間後のモニタリング結果を基に事後協議を実施する。 会議実施毎に所定の様式(様式4・5)にて報告する。その他協議が必要な事項については、適宜報告する。 地域ケア圏域会議で協議された課題の中で、市レベルで協議が必要な課題について、推進会議に提案し協議する。 地域ケア推進会議で出た施策の方向性について、「地域に関係する専門職のネットワーク会議」内で役割分担し対応していく。
③会議を通じた介護支援専門員への支援	(1)-エ-(ウ)	1 地域ケア個別会議における参加環境の整備 2 自立支援型地域ケア会議における参加環境の整備	地域ケア会議運営マニュアルに沿って整備していく。 より多くの介護支援専門員がスムーズに会議を通じた支援が受けられるよう、会議内容や進行の調整を行う。
④会議を通じた関係者の連携支援	(1)-エ-(エ)	1 地域ケア圏域会議における参加者間の連携支援 2 地域ケア圏域会議における地域住民の意見・問題意識の反映	会議開催で終了とするのではなく、会議での共有事項や取組方針について、地域で実践できるか等、地域の代表者等と寄り添い支援を継続する。 地域の共通課題を議題として取り上げるため、生活支援コーディネーター等と連携し、常に地域の声が拾えるよう関係調整に努める。
⑤共通課題の整理と課題の政策化	(1)-エ-(オ)	1 地域ケア圏域会議で検討された地域課題の整理・分析 2 地域ケア圏域会議で検討された地域課題の解決のための政策化の検討	「地域に関係する専門職のネットワーク会議」において結果等について検討する。 「地域に関係する専門職のネットワーク会議」において、課題の対応策や今後の役割分担等検討する。
その他、地域ケア会議にかかる取組			

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号二
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この業務の実施方針	自立支援に資するケアマネジメントが提供されるよう、自立支援型地域ケア会議への参加を促すとともに事例検討などを通じて助言を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントへの支援	(1)-オ-(ア), (イ)	1 自立支援に向けたケアマネジメントの実施支援	自立支援型地域ケア会議などを通じて、地域資源情報や自立支援に向けた考え方等の共有を行う。
		2 住民主体サービス, 地域の予防活動の活用促進	「社会資源のしおり」を亀山市社会福祉協議会ホームページに掲載し、広く市民やケアマネジャー等に周知し事業の参考となるよう啓発を行う。
		3 短期集中予防サービスの活用促進	自立支援型地域ケア会議で協議したケース等から活用を促していく。
②介護予防ケアマネジメントにおける制度見直しの反映, 活用可能性の向上	(1)-オ-(ウ)	1 介護予防ケアマネジメントマニュアルの充実	介護予防ケアマネジメントマニュアルをもとに、地域包括支援センターと連携し情報共有を行う。また、必要時内容更新について広域連合に提案していく。
その他, 介護予防ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業
(ア) 介護予防普及啓発事業

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和3年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	多様な主体による多様なサービスの提供に向けて、総合事業の事業対象者やケアマネジャー等に周知し利用を促す。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①介護予防の普及啓発にかかる支援	(1)-カ-(ア)-a, b, c	1 各種介護サービスの存在, 利用方法等に関する情報共有	介護予防、各種介護サービスにかかる情報について、広域連合、市、地域包括支援センター間で共有を図る。
		2 地域包括支援センターによる情報提供, 啓発への支援	各種サービスや制度・内容等の情報収集に努め、必要時地域包括支援センターに提供する。制度の周知や情報提供を行うことで、自立支援の推進に向けた後方支援を行う。
		3 介護者のつどいの支援	亀山市が実施する介護者のつどいの開催を支援する。
その他, 介護予防普及啓発にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業

カ 広域連合指定事業

(イ) 在宅医療・介護連携推進事業

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和5年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－2 医療と介護の連携(26ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向4 在宅療養生活の支援(43ページ)

この事業の実施方針	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が円滑に提供される体制づくりと人材の育成・確保を進める。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	(1)-カ-(イ)-a	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	地域包括支援センターと市担当部署等と連携し困難事例等へ対応する。
②医療関係者とのネットワーク構築	(1)-カ-(イ)-b, c	1 医療関係者と地域包括支援センターとの合同の事例検討会・研修会等の開催支援等	多職種連携会議へ出席する。2回／年
		2 医療関係者が開催する会議等への出席	必要時参加する。
		3 医療関係者からの情報提供	必要ケースの場合に適宜共有する。
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業
(ウ) 認知症総合支援事業

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和5年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－4 認知症施策の推進(28ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向5 認知症施策の推進(45ページ)

この事業の実施方針	認知症の早期診断・早期対応が必要な事例に対し、地域包括支援センター・認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員との連携を図る。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①認知症初期集中支援の推進	(1)-カ-(ウ)-a	1 認知症初期集中支援のための情報収集	認知症に関する相談の内容や相談件数等について定期的に情報共有を図る。
		2 認知症初期集中支援チームにつながったケースの把握・分析	認知症初期集中支援チーム員会議に参加し、相談内容や支援経過について協議し見直し等の機会としている。
		3 地域包括支援センターと認知症初期集中支援チームとの連携方針の検討	連携の在り方等について検討し基幹センター・地域型センター・認知症初期集中支援チーム3者の関わりについて整理する。
②認知症地域支援・ケア向上の推進	(1)-カ-(ウ)-b	1 認知症サポーター養成講座の開催支援	認知症地域支援推進員が主として開催する。場合により開催支援を行う。
		2 認知症ケアパスの普及啓発・活用	認知症地域支援推進員と連携して認知症ケアパスの普及啓発と活用を図る。
		3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施支援	高齢者と接する機会が多い職域から(訪問食品販売や理美容事業者等)聞き取り調査を行い、実態を反映したサポーター養成講座の開催を目指す。
その他、認知症総合支援にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業
(エ) 生活支援体制整備事業

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和5年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－3 介護予防と生活支援サービスの提供(27ページ) 【各論】 基本目標Ⅰ 施策の方向3 介護予防の推進と生活支援サービスの充実(38ページ)

この事業の実施方針	地域に根ざした介護予防や生きがいづくりの活動を充実させるため、地域包括支援センターと生活支援コーディネーターの連携強化に向けた支援を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	(1)-カ-(エ)-a	1 第1層生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握	協働して地域の資源の収集を行い、「地域福祉カルテ」「社会資源のしおり」の改訂を行う。
		2 第1層生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	地域の住民主体サービス(ちょこボラ)の立上げや育成支援を行う。
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	(1)-カ-(エ)-b	1 第1層生活支援コーディネーターが主催する第1層協議体への支援	協議体の開催にあたって、必要に応じて支援を行う。
		2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への支援	生活支援コーディネーターとともに、必要な支援を行う。
その他、生活支援体制整備にかかる取組			

3-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業
(オ) 各種会議の開催と出席

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター
令和5年度

法的位置づけ	——
介護保険事業計画 における位置づけ	——

この事業の実施方針	それぞれの会議が連動し、各課題の共有、解決に向けた協議を行う。
-----------	---------------------------------

事業内容	委託仕様書の 位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域包括支援センター・センター 長会議の開催	(1)-カ-(オ)	1 検討テーマの設定	地域包括支援センター、市、広域連合と協議し、必要事項を検討する。
		2 センター長会議の開催	毎月11日前後に開催
		3 結果の共有	会議・研修会の開催や出席を通じて広域連合と密接な連携を図るとともに、必要な機関に情報提供を行う。
②地域包括支援センター連絡会議 の開催(鈴鹿市)	(1)-カ-(オ)	1 検討テーマの設定	
		2 センター連絡会議の開催	
		3 結果の共有	
③専門職別ワーキング会議の開催	(1)-カ-(オ)	1 検討テーマの設定	地域包括支援センター及び市、広域連合と協議し、必要事項を検討する。
		2 ワーキング会議の開催	専門職種別ワーキング会議1回／2か月程度開催する。
		3 結果の共有	会議・研修会の開催や出席を通じて広域連合と密接な連携を図るとともに、必要な機関に情報提供を行う。
④地域包括支援センター運営協議 会に関する調整	(1)-カ-(オ)	1 運営協議会案件の協議・提案	基幹型地域包括支援センター運営会議にて協議し提案する。
		2 結果の共有	会議・研修会の開催や出席を通じて広域連合や市と密接な連携を図るとともに、必要な機関に情報提供を行う。
その他、会議等にかかる取組		1地域に関する専門職のネットワーク会議	生活支援コーディネーター、コミュニティーソーシャルワーカー、地域包括支援センター、市在宅医療担当者、市高齢者担当等による会議体で、情報共有や地域資源の発掘・地域課題の協議等行う。12回／年

4 その他の取組

ア 災害・感染症対策と対応

センター名 亀山市基幹型地域包括支援センター

令和5年度

法的位置づけ	——
介護保険事業計画における位置づけ	【総論】 Ⅲ－7 安全安心の体制づくり(31ページ) 【各論】 基本目標Ⅲ 施策の方向4 災害や感染症等への備えの充実(81ページ)

この取組の実施方針	介護サービスや地域における支援が持続的に提供されるよう、それぞれの機関・組織における危機管理体制を構築する。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築		1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	法人が行う業務継続計画(BCP)の作成に参画し、災害発生時の体制や具体的な対策を構築する。
		2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	業務継続計画(BCP)により、常時の準備、感染症発生時の体制を構築する。
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制		1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	市、地域包括支援センター等との連絡を密にし、応急対策・支援が求められる場合に対応できる体制について検討する。
		2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	市、地域包括支援センター等との連絡を密にし、応急対策・支援が求められる場合に対応できる体制について検討する。
その他、災害・感染症対策にかかる取組			

イ その他、特記事項

この取組の実施方針	
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等